

農薬の安全使用について

東予地方局産業振興課農産物安全係

① 散布前

農薬登録の確認

- ・ 使用する作物に適用があるか？
- ・ 希釈倍数、時期、回数等はどうか？
- ・ 使用上の注意はどうか？

(適用表イメージ)

作物名	適用病害名	希釈倍数(倍)	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	△△△を含む農薬の総使用回数	使用方法
トマト	葉かび病	1,000	100～300 ℓ/10a	収穫前日まで	2回以内	3回以内	散布
		1,000～1,500					
ミニトマト	疫病	1,500				2回以内	

近隣に十分な周知を！

- ・ 近隣農家や周辺住民に、農薬散布のスケジュールを連絡する
- ・ 散布の日時、農薬名、連絡先などを記した書面を設置する



② 散布時

保護具の着用

- ・ マスク・メガネ・防除衣は必ず装着！
- ・ 農薬ラベルの記載に従った着用を！
- ・ 散布に伴い異常を感じた場合は、直ちに医師の診断を受ける



ドリフトに注意！

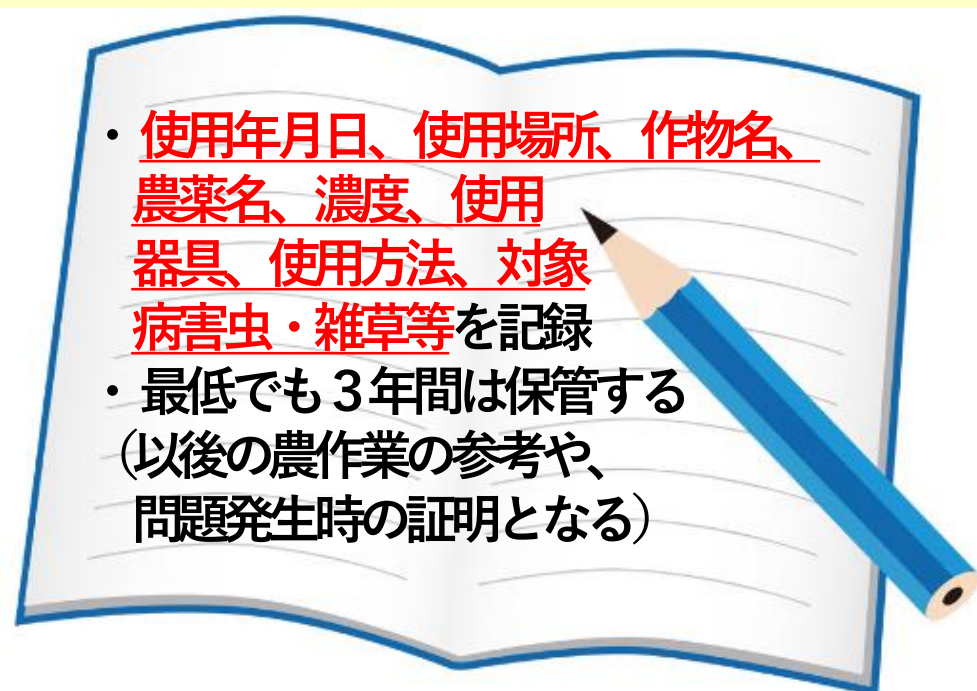
- ・ 周辺環境 (子供、住民、魚、ミツバチ等) を把握し、飛散防止策を考える
- ・ 風の弱い早朝・夕方に散布する
(風・天候によっては散布を中止する)
- ・ 飛散しにくい剤型・施用方法を選択
- ・ 散布機の圧力調整やノズルの配慮も



③ 散布後

散布履歴の記帳

- ・ 使用年月日、使用場所、作物名、農薬名、濃度、使用器具、使用方法、対象病虫害・雑草等を記録
- ・ 最低でも3年間は保管する
(以後の農作業の参考や、問題発生時の証明となる)



農薬・容器の適正処分

- ・ 農薬は、使い切りが原則！
- ・ 使用後の散布器具、ホース、タンク等は水で十分に洗浄する
- ・ 残液及び洗浄液は、河川・水路・ため池に流さない (流れ出させない)
- ・ 空き容器は、野焼きを行わず、産廃業者に処理を委託する



農薬の安全使用について

東予地方局産業振興課農産物安全係

① 農薬保管庫の設置



農薬保管庫の設置

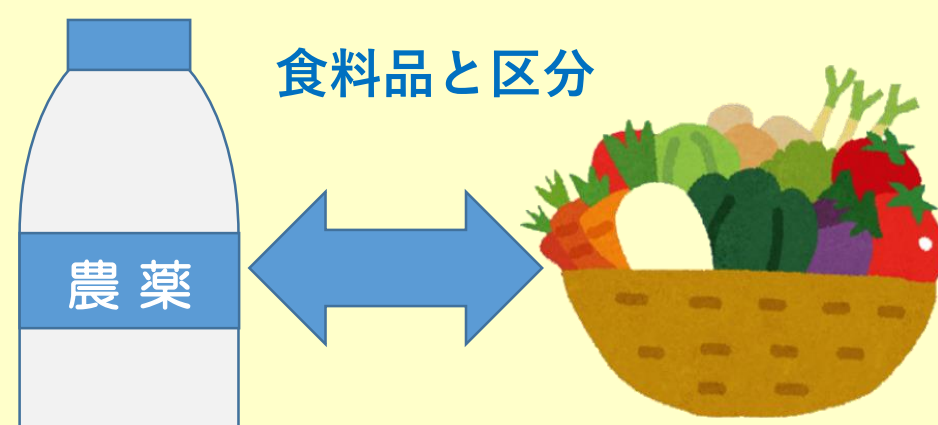
- ・ 保管場所は、食品と区別し、直射日光の当たらない冷涼で乾燥したところに設置する
- ・ 普通物と毒物・劇物は分けて保管する
(※普通物は毒物・劇物に該当しない農薬のこと)
- ・ 除草剤は、他の農薬と分けて保管する
(誤使用防止のため)

毒物・劇物農薬の保管庫

- ・ 毒物・劇物農薬は専用の保管庫で施錠して保管する（ガラス戸等で壊れやすいものを除く）
- ・ 保管庫に、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の標示をする

医薬用外毒物

医薬用外劇物



② 農薬の保管管理

入出庫の記帳

- ・ 台帳を備え、入庫と出庫の記録をつける
- ・ 万が一盗難にあった場合は、直ちに警察や保健所等に連絡する
- ・ 有効年月をチェックし、期限切れ農薬の使用を避ける

その他注意事項

- ・ 他の容器への移し替えは絶対にしない
- ・ 万が一の破損に備えて、農薬容器にトレーを敷き、漏出液が混ざらないようにする
- ・ 農薬が流出した時に備え、吸着用の砂等を用意する

【参考】農薬容器のラベルについて

